

就労継続支援 B 型利用料

○1 日約 8,000 円です。ただし、下記の月額負担上限があり、それ以上の負担は生じません。

○所得を判断する際の家帯の範囲は、本人と配偶者です。

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
[1]	生活保護受給世帯	0 円
[2]	市町村民税非課税世帯 (ご本人の収入が 80 万円以下の方)	0 円
[3]	市町村民税課税世帯 (所得割 16 万円未満)	9, 300 円
[4]	市町村民税課税世帯	37, 200 円

○ご希望の方には、昼食を提供しています。

食事提供体制加算 (30 単位) の対象者は 1 食 **225 円** です。

それ以外の方や体験利用の方は、525 円です。

食事提供体制加算対象については受給者証でご確認下さい。